

清体協会 会則

第一条 (名称)

当会は『清体協会』と称する。

第二条 (所在地)

活動の拠点を清体協会本部とする。

本部を三重県名張市結馬四一九とする。

第三条 (主宰者)

『清体協会』の代表者を大橋渡として、当会を大橋渡が主宰する。

第四条 (活動理念)

人間の本来あるべき生き方を提唱し、真実を理解し、それを実践した生き方を出来る様になる為の訓練として「体感」を出来る心身を創り育み進化すること。そして、この地球の進化に寄与し、世界の平和を願う活動すること。

第五条 (活動内容)

当会は前条に示した理念の普及と、その活動理念に基づいた各種の「カウンセリング、体感講座、講義、清体法」の指導を主な活動内容とし、そのための訓練体系は次のものである。

- ① 『カウンセリング』：心身の安定と向上を目的としたセッション。
- ② 『体感講座』：「感覚」という本能的な方法を基本とした技術体系を確立し、当会の健康観や健康管理の方法を学び理論の学習や技術の研鑽を行なう講座。
- ③ 『清体法』 本来の生命の源を引き出す為の手助けとして行ない、体育としての心身の創造と向上を行う技術。

第六条 (会の組織)

当会は、次の組織により運営される。

経営組織

当会本部に事務局を設け、事務所・本部を含めた当会運営のための事務活動を行なう。

第七条 (会員)

- ① 当会の理念を理解・賛同し、受講を希望する者は誰でも、所定の手続きを経て入会することができる。
- ② 会員は入会の翌年度より、毎年入会月に年会費を納入する。
- ③ 会員は任意に退会することができる。また、年会費が納入期限後三ヶ月を経過しても納入がない場合、退会とみなされる。
- ④ 同居の家族の入会につき家族会員制度を設け、入会金・年会費を割引く。年会費は一年経過後より、第一入会者（親会員）がその入会月に一括して支払う。

※各料金の詳細は報酬規則に定める。

第八条（会員資格の種類）

- ① 正会員
受講を中心とした会員活動を行なう基本的な会員資格。本部における各種講座・個人カウンセリングを各所定の枠内で選択し、各種行事に参加することができる。家族会員は正会員となる。
- ② 事務員
事務員も当会の正会員とし、運営補助を行う。また円滑な運営と事務局の管理を推進する。

第九条（活動形態と参加方法）

- ① 受講方法
会員は会員資格に応じ、内容を選択し、講座・講義・カウンセリングなど、所定の手続きを定めることにより、受講が認められる。
一旦納入された年会費・月謝等の受講料或いは諸費用は、原則として返金を請求できない。
※受講料等の詳細は報酬規則に定める。
- ② その他の活動形態
第四条に示した当会の活動理念の普及の為、当会は、当会の活動の一環として各種の行事等を企画して実施する。会員は当会の活性化と会員間の相互交流の為に、進んで参加協力をすることが望まれる。

第十条（心身の自己管理）

- ① 心身の健康管理は最終的には本人に委ねらるべきであり、会員は自己の意志に基き、当会の指導システムを選択・活用し、自らの「心身の健康」回復を維持に役立てる。
第四条に示した通り、当会は自律的に心身を創造し、育み進化させることを活動理念とする。『カウンセリング』『講座』『清本法』『も、医療行為でなく（従って医療控除の対象にはならない）、会員本人が心身の安定と向上を引き出すための手助けである。
- ② 会員は次の事項に同意する。
 - 一 受講時は、特殊な体調（妊娠中、手術後、ペースメーカー保持、薬物服用、心身喪失等）にある場合は、医師と相談して医療機関からの診断書がある場合は、予め自主的に報告し、必要な指示を仰いだ上で自己管理を全うする。
 - 二 体調の変化とそれに対する対応についての受付窓口や、電話やメールでの質問や相談に対しては、主宰者の指示を取り次ぐか、受付担当者が清体理論に基づいた一般的な対処方法を示唆する。但し、いずれの場合も、直接の観察を欠く為、その有効性は保証の限りではない。
 - 三 受講時に急激な体調変化や事故が生じた場合、指導上の手落ちまたは施設上の欠陥にのみと明らかに認められない限り、当会、及び主宰者はその責を一切負わない。

第十一条（禁則及び会員資格の取り消し）

会員が次の事項の1つにでも該当する行為を行なった場合は、会員資格を一時停止、または取消すことができる。

- ① 当会・主宰者・事務員及び他の会員の信用を傷つける行為
- ② 当会の活動を阻害する行為や、当会の施設を故意に破損する行為
- ③ 既に受講した講義・カウンセリングの受講料を支払わない時
- ④ 当会施設内における各種の勧誘行為や物品の販売等の営利行為
- ⑤ その他の違法行為や風紀を乱す行為

第十一條（規則等）

本会則に定める規則及びその他当会を経営し運営するために必要となる措置を定めるための規則は、『清体協会』
主宰者が制定し改廃する。

第十二條（施行日）

本会則は平成二十七年十月一日より『清体協会会則』として定め、施行する。